

時津町生活支援サポーターが 高齢者の困りごとをお手伝いします！



時津町では、生活支援サポーター養成講座を受講された方々が、生活支援サポーターとして登録され、日常生活の支援活動を行っています。おひとり暮らしの方やご家族の支援が難しい方などのお手伝いを生活支援サポーターが行い、助け合いの輪を広げています。

生活支援サポーターが行う 支援の内容		1 回あたり		ご利用できる方
		時間 (めやす)	利用料	
1	傾聴・コミュニケーション・散歩※週に2回まで	30～60分	無料	* ①事業対象者の方 ②要支援認定を受けている方 ③要介護認定を受けている方
2	電球の取替	30～60分	200円	
3	衣服の衣替え・季節の準備			
4	衣服等の修繕			
5	ペットの世話（えさの買い物等）			
6	代読			
7	薬の受取			
8	小掃除（玄関掃除、1 階の窓ふき等）			
9	エアコン掃除（フィルター掃除）	120分以内	500円	
10	草むしり・庭掃除			
◆11	ごみ出し	10分	無料	* ①事業対象者の方 ②要支援認定を受けている方
◆12	買い物	30～60分	200円	
◆13	掃除			
◆14	洗濯			
◆15	調理			
◆16	外出先でのお手伝い			

*「事業対象者」とは、65歳以上の方で、生活機能の状況を知るための「基本チェックリスト」により、介護予防・生活支援サービス事業の対象者となられた方です。

次のような場合は、支援を行うことができません。

- ・身体介護（身体に触れて行う介護）
- ・要介護認定を受けている方への◆11～◆16の内容
※ご担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）または地域包括支援センターにご相談ください。
- ・お近くに生活支援サポーターがいない場合

生活支援サポーターに支援をお願いしたいときは…

お気軽に相談を！

- ①まずは、高齢者支援課・地域包括支援センターへご相談ください。
※初めての方には、基本チェックリストの内容などをお聞き取りします。
- ②町でお話を伺い、生活支援サポートセンター（時津町社会福祉協議会）へおつなぎします。
- ③生活支援サポートセンターで、生活支援サポーターの支援活動調整を行います。
- ④支援が可能な生活支援サポーターがいれば、マッチング（顔合せ）を行い、具体的な支援内容のすり合わせを行います。

※もし、生活支援サポーターによる生活支援が難しい場合は、その他の方法等につきまして、可能な限りのご提案をさせていただき、お困りごとが解決できるように対応させていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。



◆お問い合わせ先

高齢者支援課 882-4808（直通）
地域包括支援センター 813-2530

生活支援サポートセンター 882-0777
（時津町社会福祉協議会）